

「輸出入食品ラベル管理弁法」

2000年4月1日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

輸出入食品ラベル管理弁法

原題「進出口食品標籤管理弁法」

(<http://www.aqsiq.gov.cn/cms/template/item.html?did=1510&cid=4¥642>)

第一章 総則

第一条 輸出入食品ラベルの管理を強め、輸出入食品の品質を確保するため、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例と「中華人民共和国食品衛生法」の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 本弁法が言う食品ラベルとはあらかじめ包装した食品容器の文字、図案、記号及びすべての説明物を指す。

第三条 本弁法は、予め包装した輸出入食品（以下「輸出入食品」という）のラベルの審査、検査管理に適用する。

第四条 国家出入管検査検疫局（以下「国家検査検疫局」という）は、全国の輸出入食品ラベルの管理業務を主管し、食品ラベルの審査、許可、証明書発行の責を負う。国家検査検疫局が指定した検査検疫機関（以下「指定検査検疫機関」という）は、食品ラベルの第一次審査及び検査の業務の責を負う。

第五条 輸出入食品のラベルは、事前に審査を受け、「輸出入食品ラベル審査証明書」を取得しなければならない。

第二章 ラベル審査

第六条 輸出入食品の経営者またはその代理人は、輸出入する前に、指定された検査検疫機関に食品ラベル審査申請を提出しなければならない。

第七条 食品ラベル審査を申請する時に、下記の資料を提出しなければならない：

- （一）食品ラベル審査申請書；
- （二）食品ラベルデザインの説明および適切に使用していることを証明する資料；
- （三）食品ラベルに標示された内容の説明資料；
- （四）輸入国（地域）の食品ラベルに対する関連規定；
- （五）食品ラベルの見本6組、見本を提出し難い場合、有効な写真の提出でもよい。
- （六）その他の必要な書類。

第八条 品種とプロセスが同じで、規格または包装の形が異なる輸出入食品の場合は、一括してラベル

審査申請ができる。

第九条 食品ラベルの審査を申請する時、適当なテスト用見本を提供しなければならない。見本は代表的性質を示し、ラベル審査要求に合致しなければならない。

第十条 指定された検査検疫機関は、輸出入食品ラベルの審査申請の受理を主管し、関連規定により一次審査を行う。一次審査が終わった後、申請資料と一次審査の結果を国家検査検疫局に送付する。栄養成分の検査と効果評定は、国家検査検疫局が指定した実験室が行う。

第十一条 輸出入食品ラベル審査の内容は、ラベルの書式、版面及び表示した品質に関する内容が真実で正確であるかを含む。輸入食品ラベルは、正式な中国語で表記しなければならない。

第十二条 輸入食品ラベルは、わが国の関連法律、法規及び基準の要求に基づいて審査しなければならない；輸出食品ラベルは、輸入国の法律、法規及び基準の要求に基づいて審査しなければならない。

第十三条 審査を受け、要求に合致している食品ラベルは、国家検査検疫局が「輸出入食品ラベル審査証明書」を発行する。
審査証明書を取得した食品ラベルは、国家検査検疫局が統一的に对外公表する。

第三章 ラベルの検査

第十四条 輸出入食品の検査申請者は、検査の手続きを行う時に、「輸出入食品ラベル審査証明書」を提出しなければならない。提出しない場合、検査検疫機関は、申請を受理しない。

第十五条 検査検疫機関は、輸出入食品に対する検査を行う時に、食品ラベルに対して検査し、食品ラベルの検査結果により、食品が合格であるかを評定する。

第十六条 輸出入食品ラベルを検査する内容は、下記の通り：

- (一) 検査申請した食品ラベルは、審査を受けた食品ラベルと一致するか；
- (二) 食品ラベルに表記された内容は、食品と一致するか；
- (三) 輸出入食品ラベルは、販売国で使用できるものか。

第十七条 輸出入食品ラベルは、審査を受けていない、または不合格の場合、輸入食品の販売、輸出商品の輸出は許可されない。

第四章 附則

第十八条 本弁法にいう包装食品は、予め容器に包装され、消費者の手元にとどく食品を指す。

第十九条 本弁法に違反した場合、関係法律及び法規の規定に基づいて処罰を与える。

第二十条 本弁法は、国家検査検疫局が解釈の責を負う。

第二十一条 本弁法は、2000年4月1日から施行する。国家商品検査局及び対外経済貿易部が1994年5月24日に公布した「輸出入食品ラベル管理弁法(試行)」(国検検函 [1994]158号)及び国家商品検査局が1994年4月21日に公布した「輸出入食品に貼付する食品ラベルの検査管理規定(国検検[1994]112号)は、同時に廃止する。